

I、「日の丸・君が代」に関する質疑

5(10), 3(6), 2(3)

Q(花輪)

分かりやすいお答えがある一方で、中々分かりにくいお答えもあったので、そのことで3点質問させていただきます。

順不同ですけど、一番最後の5、パラグラフ22に関わるご回答、があったんですけど、ほとんどが、「お答えすることを差し控えさせていただきます」ということでした。しかし、国連の勧告は日本政府に宛てられているもので、委員会がどう解釈しているかではなくて、それを向けられた日本政府がそれを受けてどう対応するかだと思います。しかもこのパラグラフ22というのは、urge、shouldよりも強いと言われる、火急を要するという動詞が使われているパラグラフなのに、1年間経って、しかもパラグラフ29で、回答義務が文科省もあるんだと答えられているのに、1年経ったのに、差し控えさせていただきます、ということは、政府の統一見解出来ていないのですか、文科省は知らないのですか、じゃ所管はどこになるのですか、どこに聞けば、答えてくれるのですか。それを再度質問します。

2点目ですけど、懲戒処分と司法判断に関連して、お答えをいただきました。2012年1月16日の最高裁判決で、何か肯定されているみたいなお答えだったんだけど、戒告処分は肯定されたんだけど、減給以上の重い処分については取り消されたわけですよ。で、質問(5)の方で、減給以上の処分7件あると、未だに、最高裁判決以降も。その同じ最高裁判決の補足意見の桜井龍子裁判官のものをそこに引用しました。「懲戒制度運用の許容範囲に入ると到底考えられない」最高裁言っているんですよ。また「他の地方自治体や他の職務命令違反の場合には例を見ないものであり極めて特殊な例」これ東京都でこう言われているわけですけど、その後2012年以降、7件ある。それは、東京以外にもあるんですか、東京は未だやっているんですか、それを確認します。で、そういった処分量定、減給以上の処分量定を持っている教育委員会があるかどうか把握しているかいらないか、をお答え下さい。

もうひとつですけど、諸外国の例について、お答えいただきました。ひとつだけお答えが漏れていたのではないかと、いうので、質問しますが、最後のところですが、「卒業式・入学式を国際儀礼習得の場とする」日本そうですね、「尊敬され信頼される日本人であるために」それは極めて大事なことだと、去年なんかもそう仰るんですけど、そのような位置づけで、卒業式ちゃんと文書化しているような、外国あるかどうか、もしご存知だったらお答え下さい。

A(鈴木育乃)

パラ22に関してのご質問についてですが、なかなかお答えの難しいのが多くて申し訳ございませんが、質問のパラ22については、個別具体的に関係省庁を示すのが非常に難しい内容でございますので、パラ22の担当としては、外務省の方から、政府の見解を申し上げることが適切かと思っておりますので、文科省からの回答は差し控えさせていただきますところでございます。

A(堀家)

ご質問いただいたものの中で、戒告処分の関係ですけれども、平成24年1月16日の最高裁判決におきまして、上告人の一方に関しては、懲戒処分が違法として取り消されている一方で、一方の上告人に関しては、1回卒業式における国旗の掲揚妨害引き降ろし、及び服務事故再発防止研修における国旗や国歌の問題にかかるゼッケン着用による抗議による進行の妨害といった、積極的に式典や研修の進行を妨害する行為にかかるものがございまして、減給以上の処分を受けている。そうしたものを総合的に考慮した上で、停職処分3ヶ月を含めて処分の選択が重きに失するものとして社会観念上著しく妥当を欠くものとは言えず、停職処分は懲戒権者としての裁量権の範囲を超えまたはこれを濫用したのものとして違法であるとはいえないというふうに判示をされているところでございます。戒告・減給を超えて、停職の処分を選択することが許容されるものはあくまで学校の規律や秩序の保持等必要性和処分による不利益の内容との権衡の観点から当該処分を選択することの相当性を基礎付ける具体的な事情が認められる場合であることを要すると判示をされておりまして、最高裁においても、先ほども申し上げた通り、停職3ヶ月の処分もこうした相当性を基礎付ける具体的な事情が認められる場合には、認められると判示をされているところでございます。

さらに、減給以上の処分を行っている自治体に関して、ですけど、懲戒処分の状況というのはわれわれの方で、把握はさせていただいているんですけど、各都道府県別の数値というものは公表させていただいておりませんので、これ以上は、差し控えさせていただきます。

A(川口)

3つめのご質問に対して、お答えさせていただきます。国際儀礼という言葉が想定する範囲というのはなかなか定義が難しいとは思いますが、わが国の学習指導要領や解説のように国旗国歌について相互に尊重することは国際的に重要なものであることを理解させるといったような形で、諸外国において同様なものの定めがあるか、と言うことにつきましては、そもそも学習指導要領というものがある国ない国もしくはあってもそういったパターンを取っているという国もごございますし、申し上げましたように、卒業式入学式というものおかれていない国もごございますので、網羅的には弊庁では承知しておりません。

2(3)

Q(奥野)

大阪の教員です。今言われたことと少し関係あることなのですが、まず、係争中だからコメントを控えると言うことを何回か言われてるんですけど、たとえ裁判中であっても、教育は毎日動いていますので、裁判済むまで判断できないから、学校で教育を止めているわけじゃないので、文科省が意見を、裁判中のものであっても、文部科学省はこう考えているというコメントなり意見をやはり話し合っ出ていただきたいと思うんです。そういうことは今までもあったと思うんです。例えば、22年前くらい、医療的ケア、養護学校で、これは、法律違反だけれども、生徒たちが元気に学校に来るには、必要であって、実質的に、大阪等では養護学校で、たん吸引など、教員がしている場面があったということについては、裁判まで行ってなかった時点であるけど、教育委員会が意見を述べ、大阪府教委はまた意見を述べ、また現場の教員は意見を述べるという中で、そういう医療的ケアを教員が、児童生徒にすることは必要であるということ、法律も変えられてきたという現実があるわけですね。

ですので、教育委員会が個別或いは各地方公共団体でやられていることに対して、やはりコメントして欲しいし、そのためにも、先ほど諸外国でどうかという調査をされているということですけど、そのことで質問なんですけど、諸外国で、法制化させていないので、比較できないと言われていたんですけど、そこが問題じゃないんですか。だから、諸外国で、学習指導要領のようなものがない国はどんなふうにしてるのか、そして学習指導要領というようなものがある国ではその中に、国旗国歌について何か定めているのかどうか、そこの調査・比較が出来るのではないのでしょうか。だから、諸外国にそのような法制化されていないから比較できないと言うのではなくて、そこがすごく問題だと思うんです。

それから、フランスの場合の例を言われましたけど、じゃ、フランスでは国歌が流される時に、起立しない公務員が処分されるのかどうか、そのような法律があるのかどうか、そこを調べてもらわなあかんと思うのですよ。それから、国歌の時は起ちましようとか、国旗掲揚の時は、顔を上げて国旗を仰ぎましようとか、そういうのが職務命令として、学校の教員に出されているのか、諸外国で、そんな国が他にあるのか知りたい。私の知っているイギリスのジャーナリストとかはビックリするわけですよ。或いはヨーロッパのジャーナリストや教育関係者、私たちも驚いて、この日本の社会通念と皆さんが言われる、文科省の方も言われる社会通念の中で生きているんだけど、その社会通念もおかしいと思うし、なら世界の通念はどうかとか、そこの調査も、必要で、今質問としては、諸外国で、処分まで出して、公務員を起たせようとするところがあるのか、職務命令を出すことが妥当なのかどうか、そういうところの諸外国との比較をして、コメント控えるというのではなく、文科省としての意見を言って欲しいと思います。

A(篠原)

まず前提の話になってしまうんですが、諸外国の調査というのはかなり、われわれも限られた資源の中でやっておるということは、承知をしていただたい。これまで文科省の政策形成の中に必要な或いはわれわれの利用できる資源の中で対象となっている国は、今は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、中国、韓国、については、言語について比較的明るい者がいますので、やっております。ですので、後者のご質問にあったような世界全体で、という観点、出来ません。

ただし、先ほどいただいた、フランスではじゃ実際にそういう処分とか行われているという事例はあるか、ということについては、比較的フランスは、文書をしっかり残しておりますので、ここはこちらで時間をいただければ、その事例については、あるかないか、調べることが出来ると思います。

Q(奥野)

学習指導要領のようなものがあるのかどうかとか、そういうものに国旗国歌について指導方法みたいなことを規定している国はあるかどうか、とかそういうことはどうですか。

A(篠原)

今、とりあげたうちの文科省が、調べられる国の範囲については、調べておりますが、今言った観点、特に初等中等について今までわれわれもそういう観点で見たことはありませんでしたので、そこは学習指導要領ちゃんと規定されている国については、確認することができるかと思います。

Q(永井)

とにかく、国旗国歌がどうのと言うのは、国際事例として、国際人として、どうのという文科省の名目の下で、行われてきた、下に降ろされてきたんです。それが実際には、諸外国のことをよく調べてなかった。要するに、嘘を付いていた。ハッキリ言って、最初から。そのことについて、どういうことなのか、そこが全然根本から、間違っただけで情報を元にそういうことを国民に降ろして、そして強制的に実施してきた、こういうことになる、そこについてはどうなのか。言ってきたじゃないか、どこの国でもやっているから、国際儀礼で、他の国の国旗を尊重するためになんかやるんだとか、そういう話だったんじゃないか、全然違うじゃないか、調べてないのに、こんなことをやってきたことか。

A(堀家)

繰り返しになりますけど、わが国では、教育の均等と全国的な一定の水準の維持のため学習指導要領

(そんなことさっきと同じだから、そんなこと聞いてない)

学習指導要領というものは、あくまで法規としての性質を有すると最高裁でも

(外国の事調べていなくて)

当然学習指導要領に基づいて、各学校において指導する責務がございまして、校長と

(そんなこと聞いてない、答になってない)

よろしいでしょうか、権限のある上司から職務命令が発せられた場合には地方公務員はあくまでこの職務命令に、従う義務があります。

(全然話にならない) (そういうこと聞いているんじゃない) (答えなくていい)

Q(清川)

噛み合っていないですね。国際儀礼とか言うことをうたい文句にして、指導要領を楯に現場に強制してるけど、その文科省は国際儀礼について、ほとんどまともな調査をしていないのではないかと、知識もないじゃないかと、ということを今聞いたんですよ。何年も前から、同じような質問をして、調べているとあって、今年もまた同じ答じゃないですか。真面目に調べる気があるんですか。

Q(永井)

今の話は、ウソだったという事じゃないですか。

時間がないので、あと2人質問する方がいらっしゃるんで。

Q(北原)

福岡から来ました、北原と言います。先ほど、乱暴だけどもまとめますけど、卒業式や入学式があるのは日本、そこに日の丸・君が代、国旗・国歌というのがあるのがほぼ日本だけということなのですけど、なぜ、日本の教育がそうなったのか、いつ頃そうなったのか、そのねらい、目的は何だったのか、その背景、時代状況は、どうだったのかと言うことを、文科省としてはどのように捉えられているのか、先ほど、日の丸・君が代が広く認められているというふうに、言われたけど、なぜそうなのか、そのへんを答えて下さい。

A(鈴木智哉)

学習指導要領におきまして、現行のように国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱する

(いやいやそういうこと聞いてない、百年前のことを聞いているの、百年前のことをどういふに捉えているか、
ということを聞いているの) (文部官僚だったら、それくらいのこと答えられるだろう)

慣習化している実態においては

(いや違う、そうじゃない。何で日本の卒業式・入学式で、日の丸・君が代が取り入れられるようになったのか、ということを知っているんです。歴史、歴史。)

つまり、現行の学習指導要領の改訂において、

(違う、そんなこと言ってない。待って、待って。ちょっといい？今の教育行政は今始まっているのではないんだよ。百年前から始まっているんだよ。だからそこをちゃんとはっきりさせてください)

もちろん歴史を受けた上で、現行の学習指導要領の解説もしくは学習指導要領において今まさに、

(いや違うって、答えられないなら、他の人が答えてよ、) (要するのになら、知らないの)

少なくとも、現行の指導要領の改訂においては、

(違う、答えなくて良い) (百も知ってるんだよ、そんなこと)

(学校教育の中に君が代が導入されてきた歴史的経過は、今文科省の若いお役人のあなたの方が、判断して) (そういう中で、日の丸・君が代が入ってきた)

(諸外国と違う歴史があるんですよ、日の丸・君が代という歴史的背景には。そういうことをご存知ですか、)

諸外国はそもそも教育法制の仕組みが、

(そんなこと聞いていない、『教育百年史』出しているでしょう。そこ読みなさいよ。)

(あなたが、歴史を、今は答えられない、知らない、ハッキリ言えば良いんですよ。それでなくて、すぐ「現行の」っていくから。私元教員ですが、そんなことだったら、子どもたちに聞かれた時に、答えられない、今分からない、っていうしかないですよ。ところがあなたは今、「現行の法制」とか「学習指導要領」とはいうけど、現実には「歴史はどうか」と聞かれてるのに、それにきちんと真っ当に向き合って欲しいですよ。じゃないですか、鈴木さん。)

昭和33年の学習指導要領から、もう今の

(いやわれわれそれはわれわれは勉強しているから知ってます、あなたより多分詳しいです。それよりそもそも何故なのかと言うことを、あなたたちはご存知か、ということです。だからそれを答えなきゃいかんですよ。また勉強しておいて、しっかり。)

(進行！)

4(7)(8)

Q(清川)

あと2〜3分しかないので、最後私が質問しますが、大学の学長を集めた場で、国立大学で日の丸・君が代の要請をした、ここに何人か日の丸・君が代担当の方がいらっしゃるんですけど、これはどういう議論をされたのですか。国立大学に要請するについて、何か、あなた方は関わったのですか。

A(谷村)

ちょっと質問の趣旨が、どういうことなのか

Q(清川)

日の丸・君が代について回答した何人かの方がいらっしゃるじゃないですか。それについて、若い方達も含めて、じゃ大学についても要請しようよ、という話し合いを何かされたんですか。

A(谷村)

職員の間ですか。私の認識している範囲では、私が彼らと議論をしたことはないです。

Q(清川)

言われたからやった？

A(谷村)

ですから、国会の議論であったと言うことで、大臣とは話させていただいて今回要請したという形になりましたけれど

Q(清川)

具体的にどういう話をしたのか、やった方が良く話したのか。

(脅したのかって言う話だよ、予算とか。)

A(谷村)

それは、要請に従ってやっていただいたとかやっただけなかったとか、ということで、大学の運営上とかに、差を付けると言うことはありません。そういったことは独立して政策判断としてやっていきますので、それは、大臣からも国会で答弁させていただいております。

Q(清川)

最後になりますけど、文科省の役人全員を集めて、事務次官や文部大臣が、税金で生計を立てている役人としては国旗国歌をちゃんと敬うのが望ましいと、訓示をしたとしたら、旗日に日の丸を掲げて、できる限り君が代を歌うような傾向になることは目に見えているじゃないですか、それを、自由裁量だから、勝手にしなさいよ、あなたがたそういうこと言えますか、全員を集めて訓示したら、これ全学長を集めて訓示しているわけですよ。やるやらないは勝手だというけど、交付金の名の下に、人文系学部をどんどんつぶそうとしている時に、こんなのが単なる、お薦めの言葉には、到底ならない、事実上の脅迫ですよ。そういうことについては、認識はおありなんですか。

A(谷村)

そういったお声のご意見あることは、私自身も重々承知しておりますので、そういったご意見があると言うことを、中で議論を引き続きさせていただきたいと思います。